

## 狂犬病予防注射を忘れずに



市では、県獣医師会と協力し、狂犬病予防注射を実施します。  
 狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。この機会にぜひ受けてください。

なお、注射の際は5月上旬に送付されるハガキを必ず持参してください。

- ◆対象…生後91日以上で、本年度に予防注射を受けていない犬
- ◆料金…3,100円（狂犬病予防接種料2,550円＋注射済票発行手数料550円）  
 ※おつりが出ないようにご準備願います。
- ◆日程…表のとおり（都合の良い日時に受けてください）



実施日	受付時間	町名	会場
5月15日(水)	午前9時20分～9時30分	矢作町	生出地区コミセン
	午前9時50分～10時10分		旧矢作町財産区事務所
	午前10時30分～10時50分		下矢作地区コミセン
	午前11時10分～11時25分	気仙町	今泉地区コミセン
	午前11時40分～11時55分		長部地区コミセン
5月16日(木)	午前9時00分～9時30分	横田町	横田地区コミセン
	午前9時50分～10時00分	矢作町	雪沢地域文化伝承会館
	午前10時20分～10時50分	竹駒町	竹駒地区コミセン
	午前11時10分～正午	高田町	市コミュニティホール
5月17日(金)	午前9時10分～9時40分	広田町	広田地区コミセン
	午前10時10分～10時40分	小友町	小友地区コミセン
	午前11時00分～11時40分	米崎町	上浜田構造改善センター

今回注射しない場合は、市から送付されるハガキを持参のうえ、動物病院で必ず狂犬病予防注射を受け、市役所で注射済票の交付を受けてください。（注射済票発行手数料550円）  
 ※会場には、犬を確実に制止できる人が連れてきてください。

- ◆各種手続き
- ①新規に犬を飼うときは登録申請が必要です。未登録の犬がいる場合は予防注射前に、市役所まちづくり推進課窓口で新規登録をしてください。（登録料3,000円）
  - ②飼い犬の転出・譲渡の手続きは、新しい所有者の住所地で届け出をしてください。
  - ③飼い犬が死亡したときは、死亡の届け出をしてください。（電話可）